女性の働き方改革をどう考えるか

育児休業を2歳まで延長
女性活躍推進をストップの懸念

今が旬の情報提供を　～第2回～

公的保険アドバイザーからの情報特旬便！

（一社）公的保険アドバイザー協会　福島　紀夫
https://siaa.or.jp/

昨年、女性活躍推進法が制定され、今後の女性の社会への躍進が大いに期待される時代となりました。国も、オリンピックイヤーに合わせるかのように、女性の管理職を2020年までに30%にしようとしていますが、管理職登用に要する教育などの時間なども考えると、まだまだ解決しなければならない問題も多くありそうです。

働き方改革に関して言えば、今年1月の育児介護休業法の改正も大きな焦点となり、未就労の女性に対して、社会で活躍していただくために、子育て中でも働けるような環境づくりを示唆した内容となりました。

育児介護休業法の改正については主な3点があげられます。

①有期雇用労働者の育児休業の取得要件の緩和
②看護・介護休暇の取得単位が半日でも可能となったこと
③先般のマタニティハラスメント事件に端を発し、マタハラ・パタハラ防止措置義務

など、様々な改正事項が盛り込まれました。

介護休暇の半日単位の付与については、毎週介護に関することがあるケースで1日休むまではないが、定期的に介護関連の打ち合わせやご自身が家族の介護に携わる際に、半日休暇を使用することで介護ができる、または年次有給休暇も半日単位で取得することが可能とすれば、年単位で毎週お休みをすることもできることとなり、今まで退職しなければケアができなかったことが、半日単位の休暇が取れることで介護離職を回避できるという考え方もあります。この点はフレキシブルに活用したいものです。

さて、育児関連に話を戻しますと、育児休業を現行の1歳（特例の場合は1歳6か月まで）とされているところを、2歳まで延長させようという議論が続いており、先日衆議院で可決されたとのこと。保育園に入れないといった問題を解消するまでの期間を延長しようというものですが、前述した女性活躍推進にストップをかけてしまわないか懸念される声も多くあります。本当は就労意欲があるにもかかわらず、さまざまな要因で働けない場合を除いて、単に育児休業が長くなったからと言って、2年の月日が仕事に対する情熱を奪ってしまうとしたら本末転倒と言えます。今後の動向も気になりますので、慎重な審議をしていただきたい項目です。

働き方改革とは少し違いますが、正社員で職場復帰が叶わず、パートタイマーなどで復帰する方も多くいます。そんな際に気になるのが、年収いくらまで働くのが得なのかということです。この話題には、いくつかの数字が出てきますので混乱する方も多いことでしょう。少し数字の整理をしてみます。

国が副業を推奨し始める
働きすぎの助長など課題も

所得税に関するラインは引き上げられますが、社会保険については今のところ変更は予定されていません。ということは、配偶者控除が150万円になっても、社会保険の扶養の範囲内で働こうと思うと、130万円の壁にかかってしまい、国民健康保険と国民年金に加入することとなり、年間の世帯収入としては昨年よりマイナスになってしまうケースも多くあると言われていますので、女性が活躍するための政策としてうまく成り立つのだろうかという点が疑問に残ります。

また、育児休業から復帰したとしても、フルタイムでの勤務が困難な場合、短時間正社員やパートタイマーなどの働き方が主となっている中、テレワークなどの在宅勤務も注目されています。今や、クラウド上で仕事ができる時代における選択肢ではありますので、多様な働き方の一つとして採用している企業も増えていますが、自己管理が中心となりますので、働きすぎの観点からも時間管理をどのように行うのかもポイントとなります。

もう一点、国が推奨し始めているのが副業です。現在、8割弱の企業が副業を禁止しているところが多いとのこと、自社の業務以外の業務を行うことでのさらなる長時間化や割増賃金の支払い義務も焦点となります。見聞が広がることで是とする意見と、働きすぎを助長するとして非とする意見が対立し、まだまだ多くの議論が必要とされています。働く方としては、収入が増えることでプラスになりますが、マイナンバー制度が施行されて、それによってより収入が明確になることで、所得税や社会保険料など、無視できない課題もあります。

女性だけではない働き方改革、世帯収入も合わせての議論となると、着地点がまだまだ明確ではありませんが、働きがいがもてて、健康面でもプラスになる社会にしていきたいものです。

103万円：現在配偶者控除の38万円が満額受けられるライン（所得税）
106万円：一定の企業で働くパートタイマーが、社会保険に加入するライン（社会保険）
130万円：健康保険の扶養でいられるライン（社会保険）
141万円：配偶者特別控除が受けられなくなるライン（所得税）
150万円：前述の103万円のラインが2018年より引き上げられるライン（所得税）
201万円：引き上げ後の配偶者特別控除が受けられなくなるライン（所得税）

整理するだけでもこれだけの数字が関わってきます。

「保険業界向けセミナー好評開催中！」
仙台：4月21日（金）
東京：4月24日（月）